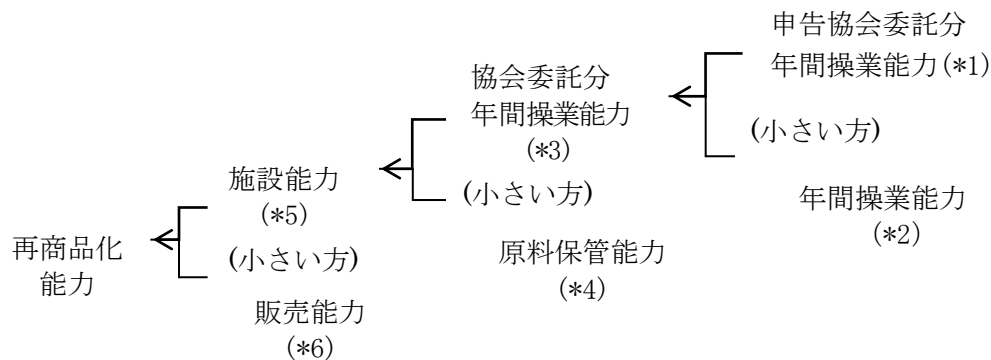


PETボトル再商品化能力査定に関する基本的考え方

1. 再商品化能力の査定について

各再商品化事業者の再商品化能力は工場ごとに下記により査定する。

- 1) 再商品化事業者が登録申請時に様式2で申告した申告協会委託分年間操業能力(*1)と当協会が査定した年間操業能力(*2)を比較し、その値の小さい方を協会委託分年間操業能力(*3)とする。
- 2) 1)で査定した協会委託分年間操業能力(*3)と原料保管能力(*4)を比較し、その値の少ない方を施設能力(*5)とする。
- 3) 2)で査定した施設能力(*5)と販売能力(*6)を比較し、その値の小さい方を最終的な再商品化能力とする。



2. 各能力（年間操業能力(*2)、原料保管能力(*4)、販売能力(*6)）査定についての補足説明

1) 年間操業能力(*2) 査定

再生処理事業者登録申請における申告年間操業能力（＝1時間当たり処理能力(a)×1日当たり操業時間(b)×年間操業日数(c)）において、(a)、(b)、(c)の各項目について下記を上限とし、上限を超える場合は上限値に修正し算出したものを年間操業能力(*2)とする。

① 1時間当たり処理能力(a)の上限

- ・一廃処理施設設置許可取得施設の場合
登録申請書類の2-2設備能力の設定根拠で示された能力と一廃処理施設設置許可における1時間当たり処理能力を比較しその値の小さい方を上限とする。
- ・一廃処理施設設置許可未取得施設の場合
登録申請書類の2-2設備能力の設定根拠で示された能力と0.62t/時間を比較しその値の小さい方を上限とする。

② 1日当たり操業時間(b)の上限

- ・一廃処理施設設置許可取得施設の場合
同許可における1日当たり操業時間を上限とする。
- ・一廃処理施設設置許可未取得施設の場合
1日当たり処理量が5t未満となる操業時間であることを条件とする。

③年間操業日数(c)の上限

- ・24時間/日の連続運転で4直3交代勤務制の場合
335日を上限とする。

(破砕機の刃交換、その他設備の保守等による操業休止時間を年間30日相当とする。)

- ・24時間/日の連続運転で3直3交代勤務制の場合、若しくは24時間/日の連続運転でない1シフト又は2シフトの勤務体制の場合
1シフト分の1日当たり操業時間で2,440時間を除して算出される日数を上限とする。

(労働基準法準拠)

ただし、1シフトの中で交代勤務制が行われていることが明確な場合は、その状況を考慮して定める。

2) 原料保管能力(*4) 査定

再生処理事業者登録申請における様式Fに記載された内容に基づき様式2に記載された協会委託分原料保管量(トン/年)が原料保管能力(*4)となる。

3) 販売能力(*6) 査定

再生処理事業者登録申請における有効な再商品化製品引取同意書の合計量をフレーク製造収率で割り戻した値を販売能力(*6)とする。

3. 再商品化能力査定上の特記事項

下記の場合は、前述の再商品化能力を下方修正する。

- 1) 登録現地審査等により登録申請における申告能力と相違する事実が判明したとき。
- 2) 再生処理事業者の操業状況、財務状況等に鑑み、登録申請における申告能力によった場合、円滑な再商品化(労働安全衛生の確保を含む。)が困難と考えられる状況に至ったとき。
- 3) 新規事業者、未登録施設及び過去3年以内に契約実績のない事業者並びに既存設備を能力増強した場合については操業管理能力等を考慮し、再商品化能力査定に反映する。
- 4) 再商品化事業者が協会委託分か協会委託外分かを問わずフレークを購入し、フレーク製造工程の途中に投入し、再破碎又は再洗浄又は除染工程を行う場合は物質収支A-4を作成するとともに、様式2の購入フレーク欄に数値を入力すること。併せて申告協会委託分年間操業能力(*1)は申告年間操業能力から購入フレーク数量を差し引いた数値とすること。

4. 施設変更に伴う再商品化能力の見直し

- 1) 登録申請日以降、落札可能量の通知を行うまでの間に、査定能力に影響を与える原料保管量の減少等を伴う施設変更があった場合、再商品化能力をその時点で査定しなおす。
- 2) 登録事業者となり入札を経て落札量が決定した後の、査定能力に影響を与える原料保管量の減少等を伴う施設変更は認めない場合がある。
- 3) 原料保管量の増加を伴う施設変更があった場合、再商品化能力の再査定は行わない。

5. 落札可能量の決定について

①入札選定における落札可能量は、原則として、上記により査定した再商品化能力を市町村の引渡量の過去の実績値に近い、上期：下期を55%：45%に按分する。

②施設の工事・修理や操業予定の見通し等に従い、上記の按分以外の比率(※)で、落札可能量を変更することもできる。ただし、設備の能力の上限(時間当たり、日量能力)を超えることはできない。変更申請方法の詳細は、別途、落札可能量の連絡の際に通知する。また、事情により、通期の又は上期の、あるいは下期のみの落札可能量を減らすことも可

能である。

- ③上記②（※）においては、上期：下期を55%：45%の按分を上期0%～55%、下期0%～50%の範囲内で変更することは認められる。ただし、上期と下期の合計で100%を上限とする。上期に55%を超える比率や下期に50%を超える比率に変更することは認められない。
- ④上期の入札に際し、再生処理事業者自ら下期の落札可能量の変更も申請した場合、下期の落札可能量は上期に変更した落札可能量を上限とする。

以上